名寄市民文化センター (東館) 基本使用料及び暖房料並びに冷房料

	時間区分	午前	午後	夜間	全日
利用区分		9時~12時	13 時~17 時	18 時~22 時	9 時~22 時
上入 発 <i>中</i>	使用料	1,540円	1,980円	2, 420 円	5, 940 円
大会議室	暖房料	880 円	880 円	880 円	2,640 円
十入漢字 A	使用料	770 円	990 円	1,210円	2,970 円
大会議室A	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320円
十 <u>人</u> 漢字 D	使用料	770 円	990 円	1,210円	2,970 円
大会議室B	暖房料	440 円	440 円	440 円	1, 320 円
小人类学	使用料	330 円	440 円	550 円	1,320円
小会議室	暖房料	220 円	220 円	220 円	660 円
△ 業安	使用料	440 円	660 円	770 円	1,870円
会議室	暖房料	330 円	330 円	330 円	990 円
	団体使用料	1,210円	1,760円	1,980円	4, 950 円
市民工芸室	個人使用料	110 円	110 円	220 円	440 円
	暖房料	770 円	770 円	770 円	2,310 円
多目的ホール	使用料	4, 180 円	5,940円	6,710円	16,830 円
多日的ホール	暖房料	2,530円	2,530円	2,530円	7,590円
調理学习学	使用料	1,210円	1,650円	1,870円	4,730 円
調理実習室	暖房料	660 円	660 円	660 円	1,980円
生活研修室	使用料	1,540円	1, 980 円	2, 420 円	5,940 円

	暖房料	880 円	880 円	880 円	2,640 円
生活研修室(A)	使用料	770 円	990 円	1,210円	2,970 円
生值如修至 (A)	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320円
生活研修室(B)	使用料	770 円	990 円	1,210円	2,970円
生估研修至 (D)	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320円
兴 典 亚 恢 宁	使用料	660 円	880 円	1,100円	2,640 円
営農研修室	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320円
担陆党延修宏	使用料	1,210円	1,650円	1,870円	4,730円
視聴覚研修室	暖房料	660 円	660 円	660 円	1,980円

備考

- 1 冷房期間は、7月1日から8月31日までとし、暖房期間は、10月15日から4月30日までとする。ただし、これらの期間外において暖房及び冷房を使用する場合にも暖房料及び冷房料を徴収する。
- 2 時間区分の利用時間は、会場準備から終了後の後片付けに要する時間も含む。
- 3 市民工芸室の個人利用の場合は、暖房料を徴収しない。
- 4 物販等のために使用する場合の使用料は、当該施設の基本使用料に次の表の区分による割合を乗じて算出した額を加算した額とする。

区分	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等
営利目的の展示等(商品の展示その他営利を図り、 又は営業活動に伴い、施設を利用するもの)	5割	10 割
営利目的の物販(営利を図り、又は営業活動として 物品等の販売を行い、若しくはこれを伴うもの)	10 割	15 割

5 利用者が営利を目的として次に掲げる表の左欄に定める額の入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本使用料に同表に定める割合を乗じた額を基本使用料に加算した額とする。

入場料等の額	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等

1,000円以下の場合	_	5割
1,000 円を超え 2,000 円以下の場合	5割	10 割
2,000 円を超え 3,000 円以下の場合	10 割	15 割
3,000 円を超える場合	15 割	20 割

- 6 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。
- 7 時間区分に定めのない時間に超過して利用した場合は、12 時から 13 時までの間の利用については、午後の使用料(附属設備及び備付物件の使用料並びに暖房料及び冷房料を含む。以下この項において同じ。)の3割に相当する額を、17 時から 18 時までの利用については、夜間の使用料の3割に相当する額を、22 時以降の利用については超過1時間(1時間未満の場合は1時間とする。)につき、夜間の使用料の3割に相当する額を徴収する。午前9時以前に利用する場合は、1時間につき夜間の使用料の3割に相当する額を徴収する。